

# 山梨県公報

第二千七百八十八号

平成三十年

五月七日

月 曜 日

## 目次

○包括外部監査契約の締結……………二二七

○保安林の指定施業要件の変更……………二二七

○道路の供用開始……………二二七

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二二八

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………二二八

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二二九

○土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………二二九

○公共測量の終了……………二二九

○公共測量の実施……………二二九

○基本測量の実施……………二二九

○使用料の収納事務の委託……………二二九

## 公 告

## 告 示

### 山梨県告示第百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 平成三十年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 三神治彦 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十一―三〇二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

### 山梨県告示第百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - (一「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年五月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 斎

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間   | 延(メートル)長 | 供用開始の期日   |
|-------|---------|---|----------|-----------|
| 県道    | 笛吹市川三郷線 | 笛吹市八代町竹居字山ノ神五六五番の一地先から<br>笛吹市八代町竹居字大門林九四番の一地先まで | 二六七・八    | 平成三十年五月七日 |

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成三十年四月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 c o t o
  - 2 代表者の氏名 望月美恵
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市富竹新田五十番地一
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親をはじめ、障がい者及びその家族、さらには老若男女すべての人に対して、地域社会のコミュニケーションの中で、子育て・教育の悩みを共有しともに学ぶための環境整備・ネットワーク形成など、市民参加の開かれた子育て支援推進に関する事業を行い、子どもの健全な育成、ノーマライゼーションの推進、子どもと親がいきいきと生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成三十年四月二十三日から同年五月二十三日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 | 住所                 |
| 日本アセットマーケティング株式会社     | 東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号 |

会社 代表取締役 越塚孝之

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 (仮称) ドン・キホーテ甲府店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市国母六丁目六百十七番三外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

|                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名     | 住所                |
| 株式会社ドン・キホーテ<br>代表取締役 大原孝治 | 東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年十二月十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 三千四百五十三平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百四十三台
  - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 収容台数 百二台
  - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 面積 九十六平方メートル
  - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (1) 位置 届出の図面のとおり
    - (2) 容量 二十二立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (1) 開店時刻 午前零時
    - (2) 閉店時刻 午後十二時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (1) 数 三箇所
  - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 平成三十年四月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年九月七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳  
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 竜王駅前ショッピングセンター

山梨県甲斐市天下条字上河原千六百七十二番地一外

- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |  |     |  |
|-----|--|-----|--|
| 変更前 | 芙蓉総合リース株式会社<br>代表取締役 辻田泰徳<br>東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号 外一者 | 変更後 | 芙蓉総合リース株式会社<br>代表取締役 辻田泰徳<br>東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者 |
|-----|--|-----|--|

- 3 変更の年月日 平成三十年一月一日
- 三 届出年月日 平成三十年四月二十日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年九月七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

二 就任

|     |      |              |             |
|-----|------|--------------|-------------|
| 役職名 | 氏名   | 住所           | 退任年月日       |
| 監事  | 戸島雅美 | 韮崎市水神一丁目三番一号 | 平成三十年三月三十一日 |

|     |      |              |           |
|-----|------|--------------|-----------|
| 役職名 | 氏名   | 住所           | 就任年月日     |
| 監事  | 保阪昌春 | 韮崎市水神一丁目三番一号 | 平成三十年四月一日 |

● 土地改良区役員の退任及び就任  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成三十年五月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

|     |      |               |             |
|-----|------|---------------|-------------|
| 役職名 | 氏名   | 住所            | 退任年月日       |
| 理事  | 櫻本雅彦 | 南アルプス市有野八百九十八 | 平成三十年三月三十一日 |

二 就任

|               |                    |              |                  |                   |                  |                 |                   |                 |                |                     |    |
|---------------|--------------------|--------------|------------------|-------------------|------------------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------|---------------------|----|
| 同             | 同                  | 監事           | 同                | 同                 | 同                | 同               | 同                 | 同               | 同              | 同                   | 同  |
| 市川善英          | 飯田治夫               | 有野一成         | 飯田肇              | 石原博道              | 伊藤均              | 佐々木公夫           | 飯田毅               | 櫻本等             | 飯田裕彦           | 飯野元雄                |    |
| 南アルプス市築山八十五番地 | 南アルプス市飯野新田九百五十七番地二 | 南アルプス市有野千六番地 | 南アルプス市飯野新田四百二十番地 | 南アルプス市飯野新田九百四十五番地 | 南アルプス市有野千二百七十三番地 | 南アルプス市築山二百二十七番地 | 南アルプス市飯野新田五百六十五番地 | 南アルプス市有野千六十一番地一 | 南アルプス市築山二百七番地一 | 南アルプス市飯野新田千二百四十一番地四 | 番地 |
| 同             | 同                  | 同            | 同                | 同                 | 同                | 同               | 同                 | 同               | 同              | 同                   |    |

|                    |              |                   |                  |                 |                 |                  |                   |                |                   |                 |                 |       |
|--------------------|--------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------|
| 同                  | 監事           | 同                 | 同                | 同               | 同               | 同                | 同                 | 同              | 同                 | 同               | 理事              | 役職名   |
| 飯田治夫               | 有野一成         | 水上和幸              | 中嶋義幸             | 川村正雄            | 佐々木公夫           | 伊藤均              | 石原博道              | 飯田裕彦           | 飯田毅               | 櫻本等             | 櫻本等             | 氏名    |
| 南アルプス市飯野新田九百五十七番地二 | 南アルプス市有野千六番地 | 南アルプス市有野二千七百七十六番地 | 南アルプス市飯野新田千五百五番地 | 南アルプス市有野六百六十一番地 | 南アルプス市築山二百二十七番地 | 南アルプス市有野千二百七十三番地 | 南アルプス市飯野新田九百四十五番地 | 南アルプス市築山二百七番地一 | 南アルプス市飯野新田五百六十五番地 | 南アルプス市有野千六十一番地一 | 南アルプス市有野千六十一番地一 | 住所    |
| 同                  | 同            | 同                 | 同                | 同               | 同               | 同                | 同                 | 同              | 同                 | 同               | 平成三十年四月一日       | 就任年月日 |

|   |      |               |   |
|---|------|---------------|---|
| 同 | 市川善英 | 南アルプス市築山八十五番地 | 同 |
|---|------|---------------|---|

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成三十年五月七日

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 忍野村全域
- 三 測量の期間 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで

山梨県知事 後 藤 齋

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成三十年五月七日

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 北杜市須玉町江草地内
- 三 測量の期間 平成三十年四月十八日から同年六月三十日まで

山梨県知事 後 藤 齋

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。  
平成三十年五月七日

- 一 測量の種類 基本測量（湖沼調査）
- 二 測量の地域 精進湖及び河口湖
- 三 測量の期間 平成三十年五月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県知事 後 藤 齋

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。  
平成三十年五月七日

- 一 委託の相手方 上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市
- 二 委託に係る使用料 山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料
- 三 委託の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県知事 後 藤 齋

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番